

## ポピングズ京葉デイサービスいちかわ 運営規程

### (事業の目的)

第1条 京葉興業株式会社が開設するポピングズ京葉デイサービスいちかわ（以下「事業所」という）が行う地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営の基本方針は次の通りとする。

1. 地域密着型通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事によって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 ポピングズ京葉デイサービスいちかわ
2. 所在地 市川市市川南 1-1-1 ザタワーズイースト 212

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2. 従業者

- ・生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間に応じて専従で1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- ・介護職員 営業日ごとにサービス提供時間に応じて専従で1人以上

介護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、入浴・食事等の介助及び援助を行う。

- ・機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日

月曜日～日曜日までとする。ただし、年末年始の休日を除くこととし、詳細については、事前に利用者に通知する。

2. 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

3. サービス提供時間

午前9時30分から午後4時30分までとする。（送迎時間を除く）

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、10名とする。

(地域密着型通所介護の内容)

第7条 地域密着型通所介護の内容は次の通りとする。

日常生活指導のサービス提供	介護支援のサービス提供
入浴のサービス提供	昼食のサービス提供

機能訓練のサービス提供
送迎のサービス提供

(利用料)

第8条 事業所の利用料は次の通りとする。

- 事業所の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスの場合はその額の1割又は2割又は3割とする。
- 前項の支払いを受ける額のほか、昼食代として1食当たり700円を徴収する。
- おむつ代は、100円を徴収する。
- 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族にたいして事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

(地域密着型通所介護の提供場所)

第9条 通常の通所介護の提供場所は市川市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業者は、現に地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じる。又、介護支援専門員に速やかに連絡を取る事とする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第12条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるよう努める事とする。

(秘密保持)

第13条 従業者は業務上知り得た利用者又はその他家族の秘密を保持し、一切公表してはならない。

(サービス利用者にあたっての留意事項)

第14条 利用者は、地域密着型通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 健康状態に異常がある場合には、その旨を介護職員に申し出ること。
- 第11条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は京葉興業株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年1月5日から施行する。

この改定は、令和4年1月1日から運用する。